

函館市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2および「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、函館市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という。）の事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。

(実施場所)

第3条 事業の実施場所の名称および位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 函館市子ども家庭総合支援拠点
- (2) 位置 函館市五稜郭町23番1号（函館市総合保健センター内）

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に所在する全ての子どもおよびその家庭（里親および養子縁組を含む。以下同じ。）ならびに妊産婦等とする。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども家庭支援に係る業務
- (2) 要支援児童および要保護児童等ならびに特定妊婦等への支援業務
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他必要な支援

(職員の配置)

第6条 支援拠点には、子ども家庭支援員、心理担当支援員および虐待対応専門員を配置する。

(事業の委託)

第7条 市長は、事業の運営の一部を委託することができる。

(個人情報情報の管理および保護)

第8条 事業に従事する者は、個人情報の漏洩防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。